

事業継続・雇用維持のために 事業継続緊急支援金を支給します

【問合わせ】 申請について：半田商工会議所 ☎ 21-0311

その他について：経済課 ☎ 84-0638

新型コロナウイルス感染症拡大により売上が半減している中小企業・小規模事業者には、国から持続化給付金が支給されます。本市では持続化給付金では補填しきれない事業者に対し、緊急的な措置として損益に応じた事業継続緊急支援金を交付することで、経営や雇用の維持・安定を促します。※支援概要については、下記のとおりです。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



対象事業者	①半田市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者（法人・個人） ②令和2年2月～5月の間で、いずれかひと月の売上額が前年同月比50%以上減少しており、本年対象月限界利益から前年月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金を補填しても減益が生じる事業者とする。
支援金の額	前述の当月減益に、国による持続化給付金を補填し、その額に市内従業員割合を乗じた金額の2分の1以内（法人は100万円、個人は50万円を限度額とする。）とする。 ※ホームページに対象判別表がありますので、対象となるのか一度ご確認ください。
申請期間	5月20日（水）～6月30日（火）
申込み	郵送または直接半田商工会議所へ 〒475-0874 銀座本町1丁目1番地1

「愛知県新型コロナウイルス 感染症対応資金」について

【問合わせ】 愛知県中小企業金融課 ☎ 052-954-6333

※各種保証の認定については経済課 ☎ 84-0634

愛知県が、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者のみなさんに活用いただける融資制度を創設しました。当該融資の利用（新規・借換え）により、**実質無利子**、**無担保**、**保証料ゼロ**となる場合があります。

実施期間	令和2年12月31日まで
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 3,000万円
融資期間・利率	3～10年 年1.2～1.4%
対象要件	新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した以下の事業者 ①売上高が5%以上減少した個人事業主 ②売上高が5%以上減少した小・中規模事業者（①を除く） ③売上高が15%以上減少した小・中規模事業者（①を除く） ※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定が必要です。
申込み	県内の県融資制度取扱機関（銀行、信用金庫、信用組合、（株）商工組合中央金庫の47金融機関） まずは、お近くの金融機関にご相談ください。